

酒 類 製 造 業
酒 母 販 売 業 相 続 申 告 書
も ろ み

收受印

			整理番号	※
平成 年 月 日	申 告 者	(住所) 〒 -		(電話) 局 番
税務署長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)		⑩
<p>酒 類 製造業 酒 母 販 売 業 の相続について、酒税法第19条第1項の規定により関係書類を添付して下記のとおり も ろ み 申告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
被相続人の氏名及び申告者との続柄				
申告販売場の酒類販売管理者 (の選任予定)		(ふりがな) (氏名)	〔 役職等、申告者との関係、生年月日等 〕	
相続人において、引続き製造若しくは販売しようとする酒類の品目又は酒母、もろみの別				
被相続人の免許に付けられていた条件又は期限				
製造場又は販売場の所在地及び名称		(地番)		
		(住居表示)		
		(名称)		
相続開始年月日		平成 年 月 日		
製造業 を相続しない者の住所 販売業 氏名及び相続人との続柄				

酒類・酒母・もろみ製造業・販売業相続申告書（CC1-5131）の記載要領

- 1 この申告書は、酒税法第19条第1項の規定により、酒類、酒母若しくはもろみの製造業又は酒類販売業を相続しようとする場合に使用してください。
- 2 関係書類は、「酒類等の製造免許申請書類一覧表（CC1-5102-2）」又は「酒類販売業免許等申請書類一覧表（CC1-5104-2）」に定める必要書類を添付し、それぞれ、「酒類製造免許相続の申告書（J）チェック表（CC1-5102-2(10)）」又は「酒類販売業相続の申告書（i）チェック表（CC1-5104-2(8)）」により確認してください。
- 3 酒類、酒母等の製造業又は酒類の販売業を相続しようとする者が2人以上ある場合には、連名で申告書を提出してください。
- 4 「申告販売場の酒類販売管理者（の選任予定）」欄には、申告販売場の酒類販売管理者として選任している者又は選任を予定している方の氏名及び役職等を記載してください。
- 5 「製造場又は販売場の所在地及び名称」欄には、次により具体的に記載してください。
 - ・「地番」欄には、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地番（土地の登記事項証明書）を記載してください。
 - ・「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）により市町村が定めた住居表示を記載してください。
 - ・「名称」欄には、例えば、「〇〇酒店」、「本社」、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」等と記載してください。
- 6 酒類の販売代理（媒介）業免許者の場合についても、この申告書を代用してください。
- 7 不要な文字は抹消してください。
- 8 ※印欄は記載しないでください。